

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、経理業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、被災者宅において縊死していたところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かである。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医師協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は平成〇年〇月頃に ICD—10 診断ガイドラインの『F3 気分（感情）障害』（疑い）を発病したものと推認する。」旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月頃に ICD—10 診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人らは、時間外労働時間が増加したことを理由に「仕事の内容・仕事の量の変化を生じさせる出来事があった」とし、審査官の時間外労働時間算定には誤りがある旨主張している。この点、当審査会において、改めて本件資料を精査したところ、確かに、被災者の労働時間の算定に当たり、審査官が採用した被災者の自己申告に基づく勤怠報告によることは妥当でなく、被災者が使用したパソコンのログ記録を基礎とすることが相当であると思料する。そして、その際には、休憩時間及び業務と関連性が薄いと思われるサイトへのアクセス時間並びに平成〇年〇月〇日、同月〇日、〇月〇日の時間外労働時間については、業務の必要性によるものとは判断できないことから、これらを差し引いて算定することが妥当である。そうすると、発症前1か月の時間外労働時間数は96時間32分となり、発症前2か月ないし3か月前に比して20時間から40時間程度増加していることとなる。もともと、発症前1か月は決算時期に当たり、通常同業務に従事する労働者と同様、特に多忙となる時期であったと認められるものであり、被災者において特殊な事情があったとは言い難く、更に同時期においても、発病時期直前を含め一定の休日及び日々の休憩時間は確保されており、恒常的に長時間労働を強いられていたとは判断し得ない。

次に、被災者が従事した業務内容についてみると、被災者は経理部署に平成〇年以降約10年間にわたり所属し、経理業務の経験は豊富であったところ、平成〇年〇月に担当した決算業務も、当該業務の一環であり、従前業務と比して大きな変化はなく、被災者にとって困難な業務であったとは認められない。さらに、上記のとおり、被災者は平日の勤務時間中にも業務との関連性が薄いインターネットのサイトに頻繁にアクセス(以下「サイトへのアクセス」という。)していたという事実を併せみると、その労働密度は決して高いものであったとは認め難く、当審査会としては、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に当てはめて評価するも、その心理的負荷の総合評価は「中」程度であると判断する。

(イ) 請求人らは、平成〇年〇月〇日(日)の出勤について、被災者が業務と関連性の薄いサイトにアクセスしていることのみをもって、休日出勤として扱わないことは不当であり、被災者は「2週間以上にわたって連続勤務

を行った」ものであると主張する。

同日の出勤について、C及びDは、日曜日まで休日出勤をしなければならぬほどの業務量はなかったと述べており、また、上司による明示若しくは黙示の業務命令によるものであることを認めるに足りる証拠はなく、さらに、Cは、日曜日は経理システムが起動しておらず、同システムへのアクセスはできないと述べており、事実当日における具体的な業務内容は不明であることなどからみて、被災者が業務命令に基づき、業務上の必要性のために出勤していたとは判断し得ないものである。したがって、当審査会としては、平成〇年〇月〇日（日）については、被災者自身による勤怠報告のとおり、休日として扱うことが相当であると判断する。したがって、請求人らの「2週間以上にわたって連続勤務を行った」との主張については、これを業務による心理的負荷をもたらす出来事として認めることはできない。

(ウ) 請求人らは、要旨、会社では大規模なシステム変更が行われており、その際には何の問題もなく稼働したとは考えられず、被災者は新システムに翻弄されながら懸命に作業に従事していたものと推認され、パソコンのログ時間にとどまらない時間外労働が存在した旨を主張している。

この点、会社労務担当付が平成〇年〇月〇日付けで作成した報告書によると、システムの変更に係る検証作業は平成〇年〇月から〇月までの間に終了し、〇月の新システムの本格稼働後にトラブルは生じていないとされており、また、検証作業中に不具合が発見された場合の改修作業は、被災者以外の担当者が行っていたことなどが確認し得る。同報告書が虚偽の事実を記載しているとは考え難く、請求人らの主張を採用することはできない。

(エ) 請求人らは、要旨、会社は成〇年〇月〇日付けのEにより〇万円の申告漏れを指摘されていたところ、被災者がそのうちの約〇万円は社員同士の飲食費としての違法な所得隠しに当たることを指摘していたにもかかわらず、上司などの指示で不正に経費計上を余儀なくされたものであり、「業務に関連し、違法行為を強要された」とみる出来事に相当する心理的負荷を受けていたことも十分に考えられる旨主張している。

この点、C及びDは、被災者が所得隠しとして指摘された交際費につい

て、直接に担当していたものではないと述べており、当該事実を知り得る立場にもなかつたと考えられ、さらに、そもそも被災者が在籍中に問題が生じた出来事でもなかつたものであることから、請求人らの主張を採用することはできない。

(4) 以上のことからすると、業務による心理的負荷の総合評価「中」となる出来事が1つ認められるにすぎず、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものである。

(5) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

本件における一件記録からは、認定基準に基づき特に評価すべき要因は認められないが、被災者は、実母である請求人に対し、平成〇年〇月以降平成〇年〇月までの間、定時及び臨時に相当額の送金を継続して行っている事実がある。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかつた。

4 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病及びその後の自殺は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。